

第3回環境審議会 自然環境部会 会議録

平成27年3月20日（金）

日 時	平成 27 年 3 月 20 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分	
場 所	県庁本館 12 階 大会議室	
出席者	香川県環境審議会自然環境部会委員（9 名）	
	委員 金子 之 史	香川大学名誉教授
	委員 坂 田 宏 志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授
	委員 白 井 章 江	NPO 法人どんぐりネットワーク事務局長
	委員 末 廣 喜代一	香川大学名誉教授
	委員 辻 岡 宗 清	香川県猟友会代表理事
	委員 原 直 行	香川大学経済学部教授
	委員 増 田 拓 朗	香川大学名誉教授
	委員 矢 本 賢	日本野鳥の会香川県支部長
	事務局（18 名）	
	環境森林部 部長 川田 浩司	
	次長 大山 智	
	環境政策課 課長 秋山 俊次	
	課長補佐 川田 昭子	
	主任 河内 由香	
	農業経営課 課長補佐 高橋 輝	
	みどり保全課 課長 大石 泰輔	
	副課長 今井 浩平	
	課長補佐 高尾 勇一郎	
	副主幹 松木 保雄	
	副主幹 三好 修	
	みどり整備課 課長 杉山 綱敏	
	副課長 下村 健次	
	課長補佐 穴吹 浩之	
	副主幹 佐々木 敬介	
	主任 木村 浩二	
	主任 鴨川 美和子	
	技師 橋本 光	
欠席委員	委員 木 村 薫	香川県森林組合連合会代表理事会長
	委員 中 須 純 子	香川県女性校長・教頭の会会長

議 題	(1) 「香川県みどりの基本計画」の基本目標・施策体系について (2) 第 11 次鳥獣保護事業計画（変更案）について (3) ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（案）について (4) ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案）について (5) 香川県イノシシ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）（変更案）について
配布資料	(1) 第 3 回香川県環境審議会（自然環境部会）次第 (2) 香川県環境審議会自然環境部会座席表 (3) 香川県環境審議会自然環境部会委員名簿及び出席者名簿 (4) 資料 1 香川県みどりの基本計画の施策体系 (5) 資料 2 みどりの基本計画に掲げる指標一覧 (6) 資料 3 第 11 次鳥獣保護事業計画（変更案）の概要 (7) 資料 4 ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要 (8) 資料 5 ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要 (9) 資料 6 イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要 (10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について (11) 第 11 次鳥獣保護管理事業計画書（案） (12) ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（案） (13) ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案） (14) イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（案）
会 議 録 署名委員	白井 章江 委員 原 直行 委員
議事の概要	議題(1)について 「香川県みどりの基本計画」の次期計画の基本目標・施策体系について説明した。 議題(2)～(5)について 「第 11 次鳥獣保護事業計画（変更案）」及び「ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（案）」、「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案）」、「イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（案）」について一括して説明した。

第3回 香川県環境審議会自然環境部会会議録 議事概要

司会 (下村副課長)	<p>会議に入ります前に委員の皆様方に傍聴者に関する御報告がございます。本審議会は平成12年6月の第13回環境審議会にて原則公開と決定いたしましたことから、本日の会議につきましても公開となりますことを一般に周知させていただきましたところ、本日は傍聴希望者はおられないことを御報告させていただきます。</p> <p>お待たせいたしました。ただ今から、第3回香川県環境審議会自然環境部会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、川田環境森林部長から御挨拶申し上げます。</p>
川田部長	<p>県の環境森林部長の川田でございます。平成26年度の第3回目の自然環境部会の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。</p> <p>金子部会長様をはじめ、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中御出席賜りまして本当にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の環境森林行政をはじめ、県政各般に御協力をいただいておりますことを、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、県の方では今週の月曜日に県議会がちょうど終わったところでございます。来年度の予算案などを審議していただくのですけれども、私ども環境森林部でも来年度新たに、有害鳥獣対策や放置竹林対策、瀬戸内海国立公園の魅力向上などで新たな事業を立ち上げることとしております。また、2月議会中に、本県で平成29年に開かれます第41回の全国育樹祭の会場が満濃池森林公園に決定したところでございまして、来年度からはみどり整備課内に新しいグループを作って、その開催準備に向けて、鋭意進めていくこととしております。どうか、委員の皆様方、引き続き県の環境森林行政の推進に御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。</p> <p>さて、本日御審議いただきますのは、次期「みどりの基本計画」と有害鳥獣関係で4つの計画について御審議いただくことになっております。</p> <p>このうち、「みどりの基本計画」につきましては、前回の本部会で委員の皆様方から頂いた御意見などを踏まえ、次期計画の基本目標や施策体系、また、重点的に取り組む施策等について、今回案を示させていただいております。特に委員の皆様方には、1つには、今回基本目標を変えようと思っております。その基本目標の目指す方向がこれで良いのか。2つ目として、県の財政も厳しいですから重点的に取り組む事業を決めてメリハリをつけた施策をしていこうと思っております。今後5年間で重点的に取り組む施策がこれで良いのか。3つ目として、施策体系ではかなり多くの施策を書いているのですが、本当に県民にとって必要なのに漏れている施策はないのか、そういったところを中心に御意見をいただければと思っております。</p> <p>また、有害鳥獣対策につきましては、昨年鳥獣保護法が改正になりまして、本年5月から、改正鳥獣保護法が施行されることとなっております。先ほど来</p>

	<p>年度予算で新たに有害鳥獣対策を行うとお話ししましたがけれども、これも新しい法律の流れに沿ったことをやっていこうと思っております。そういったことに併せて県の事業計画を変更いたします。また、県内では、イノシシとニホンザル、ニホンジカが急速に増加しております。これまで、専門家を交えた検討会でいろいろ議論をしてみましたが、その議論を踏まえて、どのように適正に管理をするかというような案をとりまとめたものでございます。こちらについては事前に専門家の方々の御意見も聞いて、とりまとめたものでございますけれども、お気づきの点などをお聞かせ願えればと思っております。</p> <p>ところで、本県では昨年末から交通事故死亡者数が増えており、人口10万人当たりの死者数が2月現在では全国ワースト1位となっております。本年は、本日までに21名の方が亡くなっておりまして、昨年今の時期が12名から、かなり増えており、今、中讃地域には、交通死亡事故多発ブロック警報も出ているところでございます。3月、4月というのは何かと慌ただしく、生活環境にも変化が生じる時期でもございます。皆様方には、改めて交通ルールの遵守と、交通マナーの実践につとめていただきまして、周りにも交通ルールの遵守等を呼びかけていただければ幸いです。</p> <p>そういったことをお願いしまして、今回の開会の挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして金子部会長様から御挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>金子部会長 本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今日の会議は大変短い時間の中に中身が濃い議題ばかりですので、どうぞ委員の皆様よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>司会 (下村副課長) ありがとうございます。</p> <p>申し遅れましたが、私はみどり整備課の下村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、御都合により香川県森林組合連合会 代表理事会長 木村薫委員、香川県女性校長・教頭の会 会長 中須順子委員の2名の方が御欠席でございます。</p> <p>なお、本日御出席いただいております委員は、委員10名中8名で、香川県環境審議会条例第7条第2項に定められております、委員の2分の1以上の出席という開会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。机の上に配布させていただいております、まず、本日の部会の次第、一枚物。それから座席表、続きまして自然環境部会の委員名簿がございます。それから、</p>
--	---

	<p>資料の1というホッチキス止めの資料、資料2は「みどりの基本計画に掲げる環境指標一覧」というカラー刷りのものがございます。資料3「第11次鳥獣保護事業計画（変更案）の概要」、資料4「ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要」、資料5「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要」、資料6「イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要」、それから更に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について」と書かれた一枚物。続きまして、「第11次鳥獣保護管理事業計画書（案）」と書かれた少し分厚い資料がございます。それから「ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画」の案、「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」の案、「イノシシ第二種特定鳥獣管理計画」の案という順番で配布させていただいております。もし、お手元がない資料がございましたらお知らせいただきたいと思います。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>ここからは、香川県環境審議会条例第7条第1項に基づきまして、金子部会長さんに議長をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
金子部会長	<p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。</p> <p>議題に入ります前に、環境審議会運営規定第4条第2項に基づきまして、本日の会議録に署名していただく委員を指名したいと思います。原委員さんと白井委員さんに本日の会議録の署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは本日の議題の1番目、「香川県みどりの基本計画」の基本目標・施策体系についてから議事を進めてまいりたいと思います。本日は2時間程度の予定で審議会が予定されているのですが、先ほど部長さんの御挨拶の中にもありましたように、「みどりの基本計画」では、1番目に基本目標の方向性について、それから、2番目に重点項目について、3番目がこの中で漏れている点、そういったことを主眼点として、御審議いただけたらということですので、委員の皆様はそこを中心に焦点を当てて、よろしく御審議いただけたらと思います。それでは、事務局の御説明をお願いします。</p>
杉山課長	<p>みどり整備課の杉山でございます。</p> <p>それでは、「みどりの基本計画」の基本目標・施策体系について、資料の1を使いまして説明をさせて頂きたいと思います。着席して説明をさせていただきます。</p>

1 ページを御覧いただきたいと思います。

左側には、現行の計画、右側には次期計画（案）を対比で記載してございます。

まず、基本目標（案）についてでございます。

左の現行計画を見ていただきますと、基本目標は「元気な森林づくり」「安心できるみどりづくり」を基本目標としてございます。右の次期計画では、先ほど部長からの挨拶の中にありましたように、計画期間内の平成 29 年度に本県での全国育樹祭が開催されることや、全国育樹祭を契機として一層の県民参加の森づくりを推進する必要があるということなどから、みどりを「育てる」取組みを一層進めたいと考えてございます。また、計画期間内には、人工林の多くの森林資源が利用期になりますことから、資源を「活かす」取組みを一層進め、更には、みどりを身近なものとして、取組みを進めてまいりたいと考えており、次期計画の基本目標（案）は、右の基本目標のところを見ていただきたいと思いますが、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」としたいと考えてございます。

次に、施策体系についてでございます。

左の現行計画の施策体系では、「森林」、「里地里山」、「まち」、「海辺・島しょ部」の 4 つのエリアで、それぞれの共通課題に沿って、基本目標を定めて、2 列目の大項目の施策区分とし、中項目の施策区分、施策展開としての小項目、その下で様々な施策を展開しているところでございます。

先の部会で取組状況を説明させて頂きましたが、「森林」エリアでは、作業道等の路網の整備が進み、高性能林業機械の導入等により間伐材の搬出量が増加し、「まち」エリアでは、「かがわ木材加工センター」が本格稼働を開始するなど、県産木材の製品化、利用が進んでまいりました。次期計画では、これらエリアの取組みを一体的に捉えた、県民の方々に一層分かり易い施策体系としてお示しすることが必要であると考えてございます。

このことから、右の次期計画の施策体系について、でございますけれども、先ほど御説明いたしました基本目標に向けて、施策の方向性である大項目の施策区分については、エリアごとの施策区分から、「森林資源の活用と里山再生の推進」「暮らしを支えるみどりの充実」「県民総参加のみどりづくり」の 3 本柱の施策区分に見直してございます。

次の 2 ページ、縦書きの資料を御覧いただきたいと思います。

このページにつきましても、左に現行、右に次期計画の内容を記載してございます。見直した施策区分の大項目の下に、1 の「森林資源の活用と里山再生の推進」では、「森林の整備」など 4 項目、2 の「暮らしを支えるみどりの充実」では、「暮らしを守るみどりの保護・保全」など 3 項目、「県民総

参加のみどりづくり」では、「県民参加の森づくりの推進」など2項目の、それぞれ中項目の施策区分とし、その施策区分の下に記載してございますように、現計画から引き続き取り組む施策展開等が、分かり易いように小項目を取りまとめてございます。

記載内容の中で次期計画の1の「森林資源の活用と里山再生の推進」の下にあります、枠で囲んだ3が4に御訂正をいただきます。

現計画のエリアの項目が、見直した項目の何処に移行したかというのは、ここの真ん中に書いてございますように、矢印でお示しをさせていただいております。

1ページに、申し訳ないのですが、戻って頂きます。

こうした施策体系の下で、色をつけてございます「県産木材の利用促進」「里山再生の推進」「県民参加の森づくりの推進」に重点的に取り組みたいと考えてございます。

それでは、3ページをお開き願います。

まず、1点目の「県産木材の利用促進」についてでございます。

県内民有林の人工林で最も面積の多い、ヒノキ人工林は、約1万1千 ha ございます。これを5年ごとに括った齢級区分の構成表になってございます。この棒グラフのとおり、6というところがピークの山型構成で、このグラフは平成24年3月末の状況ですので、次期計画の期間中には、6齢級の部分が7齢級のところに移行いたします。木造住宅の柱材などに利用できる太さに育った人工林の面積が次期計画の期間に大幅に増加するというような状況になっております。

現計画期間中には、県が整備を支援した、「かがわ木材加工センター」が平成23年10月から本格稼働してございます。

また、県産木材の産地認証と品質認証を行う「香川県産木材認証制度」が運用開始してございまして、県及び全市町では、「公共建築物等への県産木材の利用の促進に関する方針」を策定するなど、県有施設や市町施設での県産木材の利用促進の取組みが始まってございます。

更に県では、「かがわの森 アンテナショップ」での県産木材製品の展示・販売や、県産木材製ベンチ等の公共施設等への設置などの取組みとともに、平成26年度には初めて、県産木材利用促進のため、家具・建具の団体まで裾野を広げて「さぬ木の暮らしフェア」を開催したところでございます。こうした利用面の取組み等により、県産木材の搬出量は、平成27年度の目標である4,000 m³を平成25年度で既にクリアするなど、順調に増加してございます。

次期計画におきましては、この施策を停滞させることなく、県産木材の一層の利用促進を図ることが課題であると考えてございます。

現計画期間に集中的に設置してございます作業道を活用して、搬出間伐を一層推進するとともに、「かがわ木材加工センター」をはじめ県内製材所等での利用を促進すること、また、県や市町の公共建築物等での県産木材の利用をより一層推進すること、今年度開催した「さぬ木の暮らしフェア」をさらに発展させて、県産木材利用の裾野を広げたイベントを開催するとともに、「香川県産木材認証制度」の運用により、県産木材の認知度を高め、ブランド化を検討することなどを、次期計画に盛り込んでまいりたいと考えてございます。

次に、4ページをお開き願います。

「里山再生の推進」についてでございます。

本県の森林は、約8割が里山林と言われてございます。他県に比べ、森林に占める広葉樹や竹林の割合が高いという特徴があります。

その里山林では、人と里山の結びつきが希薄となり、放置された広葉樹林や竹林が拡大してございます。このままでは、里山林の持つ、水源かん養機能や土砂災害の防止機能などの公益的機能の低下が懸念されるところでございます。

こうしたことから、平成25年度より「里海づくり」の関連重点事業として「里山再生・竹林資源活用推進事業」に取り組んでいるところでございます。

この事業では、「里山再生推進協議会」等の開催、「里山再生モデル地区」の設置、竹林資源活用の推進、そして、広葉樹を熱源資源として活用を検討するため、薪ボイラー等の設置状況や、薪の燃料の流通状況の実態調査を行うとともに、平成27年度には、薪生産に取り組んでございます地域において、地域協議会等が行うPR活動を支援し、薪の拠点づくりを検討したいと考えてございます。

また、平成27年度からは、災害防止の観点で放置竹林対策を進めるため、生活に密着した道路等の周辺において、竹林の伐採等を行う「放置竹林整備推進事業」を開始することとしてございます。

里山再生に向けた取り組みというのは、始まったばかりでございます。さらに推進することが課題であると考えてございます。

平成27年度から開始する、道路等の周辺での竹林を伐採し、広葉樹林等への転換の取組みを推進することや、里山再生モデル地区での活動組織づくりを推進するとともに、その取組みを広くPRして県内に波及させること、竹林資源の活用を推進すること、広葉樹材等の熱源利用を促進するため、「薪の拠点づくり」を推進することなどを、次期計画に盛り込んでまいりたいと

考えてございます。

次に5ページをお開き願います。

3点目の「県民参加の森づくりの推進」についてでございます。

これまでの取組みとしましては、毎年度、「県植樹祭」を開催してございますし、また、企業等が森づくり活動に取り組む「フォレストマッチング推進事業」や、県民が里山を借りて活用する「里山オーナー制度」、「どんぐり銀行」の活動の推進などに取り組んでございます。

更には、森林ボランティアのリーダーである「かがわフォレスター」の育成を平成21年度まで行い、現在、「かがわフォレスター登録者数」は85名、県に登録している森林ボランティア団体数は18団体となっております。こうした様々な取組によりまして、県民の森づくり参加者数は年々、表にございますように増加している状況でございます。

しかし、一方で「どんぐり銀行」の新規預金者数は減少してございまして、「かがわフォレスター」の後継者育成や、森林ボランティア団体の登録数の停滞などの課題がございます。

こうした中で、冒頭も申し上げましたように平成29年度に本県で「第41回全国育樹祭」が開催されることが決定いたしました。

全国育樹祭の開催を契機として、県民参加の森づくりをさらに推進することが課題であると考えてございます。

次期計画では、全国育樹祭及び関連行事の開催に向けて、着実に準備を進め、成功裏に開催しますとともに、全国育樹祭でも活躍が期待される「緑の少年団」が全市町で結成されることを目指し、その結成や育成を支援することを盛り込みたいと考えてございます。

また、「どんぐり銀行」活動については、預金者の方々が里山での活動を一層進めるなどの見直しや、新たなボランティアリーダーの育成、児童・生徒等を対象に森林環境教育を推進すること、更には、県植樹祭では、全国育樹祭を契機として、これまでの植林に加え、枝打ちや施肥などといった育樹活動を行う内容にすることなどを、次期計画に盛り込みたいと考えてございます。

資料2というグラフがついてございますけれども、これは前回の部会で御指示のありました現計画の20の指標をグラフ化したものでございます。時間の都合もございますので説明につきましては省略させていただきます。

以上で次期計画の基本目標・施策体系（案）についての説明を終らせていただきます。

金子部会長

ありがとうございました。

<p>増田委員</p>	<p>事務局からの御説明のありました事項について、どこからでも結構ですから、御質問とか御意見どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>最後の5ページの一番下で、「県植樹祭では全国育樹祭を契機として、植林に加え、枝打ちや施肥などの育樹活動を盛り込んだ開催とする。」とあるが、前回も意見を言わせてもらったのですが、これは非常に良いことだろうと思います。前回も申し上げましたが、植樹祭をずっとやられていますけれども、植えなくても良いところに、無理矢理探して植えているような印象を受けます。担当者が御苦労されているのだと思います。全国育樹祭もありますし、森が荒れていることが問題なので、やはり植えて育てることにより、現行計画にある「元気な森」にしていくことが良いと思います。植樹祭と言っているから植えなければいけないという意識があるのだらうと思いますので、例えば、「植樹・育樹祭」にするとか、是非そういうことも踏まえて、木を植えるだけでなく元気な木を育てるとい、植えて育てるといところに、県民の方の意識も変えていくようなそういうことが良いのではないかと考えております。私の意見です。</p> <p>それから、少し細かくなりますが、施策展開の中項目と小項目で、今回変えられたところで、「身近なみどりの整備・管理」というところに①から⑥まであって、都市緑化から、「都市公園等の保護・利用」、「自然公園等の保護・利用」、「森林公園の整備・管理」とあるのですが、その上の「すぐれた自然の保護・保全」というところで「すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全」とあるのですけども。自然公園では、まさに自然公園法の第1条が「優れた自然景観を保護するとともに～」とあります。香川県では自然公園も身近なみどりかもしれません、わざわざ「すぐれた自然の保護・保全」と「身近なみどりの整備・管理」を中項目で分けて、その下の小項目において「自然公園の保護・利用」が「身近なみどり～」に入っていて「すぐれた風景や自然環境の保全」が上にあるというのは、違和感があると思います。前は、「自然公園・森林公園の整備」が「森林とのふれあい～」というような項目の中にあり、「身近なみどり～」ではないところに括られていたのが違和感がありませんでした。実際、事業を進めていくうえではどこにあってもいいのですが、分けるとすると「すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全」というのと「自然公園等の保護・利用」が別れてあるというのは若干違和感があると思います。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>いかがでしょうか。</p> <p>今の増田委員さんのお話に関係して考えれば、「すぐれた自然」というのと「身近なみどり」というのが、どこで線引きできるかということですね。そのあたりをもう一度お考えいただくともっとみどりというものを全体像として取り扱っていけるのかなという感じがしますね。</p>

	<p>これを見ると下の方は人為的に作った、そして上の方は今までであるという歴史的なものというふうな意味合いなのでしょうけれども、それを合わせてお考えになることができると、また違った視点が出てくるかもしれないですね。</p>
増田委員	<p>両方に割るとどちらかに入れないといけないということなのでしょうけれども。都市公園なり自然公園なりに関わってきたものを見ると少し違和感があるということです。</p>
金子部会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
原委員	<p>まずは、大項目のところで、現行の「みどりの基本計画」は、「森林」、「里地里山」、「まち」、「海辺・島しょ部」というふうに山から海へという流れがよく分かるのですが、今回の大項目の区分がどのようにこの大項目3つが選ばれたのかというところを1つ教えていただきたいです。もう1つは、「里山再生の推進」というのは、とても良いことだと思うのですが、里海と里山の違いを考えたときに、里海は漁業という産業まであるのですね。でも里山というのは、もちろん森林組合とかあるのですけれども、やっぱり里海に比べるとちょっと弱いのかなと思っていて、里山再生の担い手というものが、そこがしっかり見えてこないと結局県がやるだけになってしまうと思います。ここにはかなり積極的な木質バイオマスとか書いてあるので、今後はこういう展開をしていくのかなと思うのですが、里山の担い手像がもしあったら教えていただきたい。この2つです。</p>
杉山課長	<p>まずは、増田委員さんの御意見と申しますか、「すぐれた自然」と「身近なみどりの整備」の下の項目がそれぞれあり、自然公園は特に、どちらかという上側の「すぐれた自然」に入るのではないかという御意見だったと思います。部会長さんから御意見いただいたようにこれを区分するとき、公園という名前がついているため、一般の県民の方々からすれば、人為的というイメージがあったのでこういう括りにしているということです。これについては再度御協議いただいたうえで、考えていきたいと思っております。</p> <p>それと、原委員さんからの御指摘が2つあったと思いますけれども、1つは次期計画の基本目標の下にある3つの項目にした経緯についてです。現行計画の森林等からなる4つのエリアは、委員さんが言われるように山から海までの流れを意識して前回御承認をいただいたうえでこの計画策定したということでその概念は大切だろうと思っております。ただ、今回見直した時には、それぞれのゾーンでこの5年間やってきたこと、そこでの課題というのが、そのゾーンだけでは完結できないといえますか。一つの例として、先ほど説明しましたがけれども、山で作ったものがまちで使われるというよう</p>

	<p>なことは、それを引き続きゾーンの中で高めるといよりも、森林整備や利用ということを一括りにしてお示しすることが分かりやすいのではないかなという観点にたって今回この3つの大項目を、まず作りました。この3つの項目を作るに当たっては、基本目標というのが、前提にたっています、この5年間で進めなければならない「利用」と「育てる」ということと、暮らしのなかで身近なものとしてとらえるというようなことを意識しまして、この大項目を作っております。だから、前回のものと大幅に文言も変わっておりますので、また御意見頂戴したいと思っております。</p> <p>もう1点、里山の担い手がここの中では見えないという御指摘でございます。里山再生はなかなか難しいということが分かった中で、里山の再生というものは将来に繋がるものとして、次期計画においても大切なものとして取り組んでまいりたいと思っております。その中で、今、里山自身も整備と利用という観点で進んでございまして、これがどういう形になっていくかを、今後考えていかなければならないということです。担い手像がしっかりと、ある程度具体的に見えた段階で、担い手を次の計画でどういうふうに育てていくかというものをにらんで、この施策区分の下に、様々な取組を今後また御検討していただくということで考えてございますので、原委員さんの御提案の内容については、里山再生の推進の小項目の下の段階で記載するかどうかということを検討してまいりたいと思っております。</p>
矢本委員	<p>現行計画を見ますと、「島しょ部のみどりの保全」が割愛されていると思うのですが、瀬戸内海の美しさとは島にみどりがたくさんあります。そういう状況できれいだと思うのですが、なぜ、「島しょ部のみどりの保全」がなくなったのかお聞かせください。</p>
杉山課長	<p>2 ページ目の資料での話もあろうかと思えますけれども、「島しょ部のみどり」につきましては、島自身がそれぞれのエリアでやるものをすべて飲み込んだ形で、この島しょ部の部門があったと我々は考えておりました、なくなったというよりも島しょ部も県内全体も、この施策体系の中でやっていくということです。島しょ部については全体に及んでいたものが含まれてきたと御理解いただければありがたいと思っております。島しょ部がなくなったということではなくて県全体で考えたということです。だから、元々エリアごとの考え方だったものを全体でということです、なくなったとは考えておりません。</p>
穴吹課長補佐	<p>線を引いたら、全部のところに線が引けるようになってしまいます。</p>
矢本委員	<p>下の方には、海辺作りとか海岸作りとかあるが。</p>

穴吹課長補佐	そうです。そちらにも入っています。
矢本委員	島しょ部はそれに入るのですか。
穴吹課長補佐	はい、入ります。
矢本委員	一言、「島しょ部」と書いてはどうですか。
穴吹課長補佐	結局、線を引いたら全部のところに線が、島しょ部で行われる治山事業等もあります。
矢本委員	施策体系の海岸作り項目のところに「島しょ部」と言葉を入れたらどうですか。
杉山課長	それは、そのように検討して入れて参ります。
金子部会長	先ほど原委員さんの御質問に関係して、もう少し考えてみたいのですが、1番上の「森林資源の活用と里山再生の推進」での担い手の育成の問題についてです。森林とそれから里山再生っていう問題の根本的なキーは原委員さんの言われたように、担い手がどうなっていくのかっていうその将来像に一番基本的には懸かっているのではないかと思うのですね。ですから、先ほどのお答えの中では次のところでの問題だと言われたのですが、これは遅ければ遅れるほど余計、病気が深くなるというか。先輩の人がいなくなってしまう訳ですから、もう少し早い手立てを講ずる中で長期的に担い手育成の問題を考えられていくということの方が意味を持っているのではないかなと。だから、「里山再生」と「県産木材の利用促進」が今回の重点項目にあげられていますけれども、それと同時に担い手の育成の問題というのもお考えになっていただけた方が、それは早ければ早いほうが良いのではないかという印象を持っております。
杉山課長	部会長さんよろしいでしょうか。 少し説明不足のところがあったと思ひまして、補足させていただきたいと思ひます。次期計画の5年間の中で担い手の育成を盛り込んだらどうかという回答をしたのですが、里山の取組みというのは先ほど申したとおり整備と利用というものを抜きにしては、里山再生は目に見えてこないと思ひておひまして、この整備と利用を考えていったときに大きく取り組むことと、県民レベルで取り組めることがあると考えておひます。私が、次の計画の時に5年間の動きを見て入れたら良いのではないかと申しましたが、これは大きく取り組むときの話を前提に御回答させていただきました。だから、資料の下

<p>坂田委員</p>	<p>の方に「県民総参加のみどりづくり」という項目がありますけれども、その中の「みどりを生かした地域づくりの推進」の中に「みどりを守り・育てる人材の育成」というのがございます。ボランティアの方々とかそういった方々のレベルでの里山の整備につきましては、ここでの育成に含まれていると考えております。ただ、里山の整備を限定的にこの下には位置づけてごさいませんので、そういう意味でこの中で里山の県民レベルでの整備については、ここで育成を考えたいと思っております。</p> <p>ただ、大きな動きが出てくる場合には、それについてどうしていくか、次の計画の中で取組みを推進する中で生まれるものと考えてございます。</p> <p>今のお話をお伺いしながら思いましたけれども、今、香川県の県産木材の利用・推進、それと里山の利用。これも、利用していくとなるとそのための生産基盤の整備というのが重要な行政の役割かと思えます。例えば3ページの資料を見ていく中で、流通・加工体制を整備されて、その結果と、あとPRの結果などもあって、非常に県産木材の搬出量が増えてきて活性化しているという成果が上がってきているというところですけども、この資料の中では、流通・加工体制の整備は、もう既に終わって、次にPRとか利用に移るという形に見えてしまいます。実際には、生産基盤の整備というのは、資料1の1ページでいうと、「森林の整備」、「路網の整備」、「施業の集約化の促進」、これは、生産基盤の整備だと思います。また、後継者の育成ということも、本当に香川県の林産物を活用していただきたいということであれば、生産基盤の整備という中で位置づけられるものかと思えます。ここでせっかく流通・加工体制の整備ということが挙げられて、それはおそらく着実に取り組めば成果が挙げられていくということだと思います。それも言ってみれば生産基盤なり、利用の整備ということになるのかなと思いつつながら、お聞きしておりました。この表示を見ると①の「森林の整備」が生産基盤の整備ということのための森林の整備であれば、今言われた後継者、どういうタイプの後継者を育成するのかっていうところも、生産基盤を確立するためにきちんと考えなければいけないと思います。林産物を売って、収益を得ていくという意味での後継者の育成と、県民の活動として里山を守っていくことや、そこで活動していく人材の育成というのは、今の話でも目標ややるべきことも違っていくと思います。その意味で香川県さんは、もう整備は終えて利用の方に移るのかなというイメージで受け止めかけました。しかし、実はおそらく違って、生産基盤を整備するために、また、里山資源を活用するためにも、本当に活用したいのであれば、その生産基盤なり販売ルートなり、加工と流通を里山の資源においても確立していくっていうことが、もしかしたら行政の大きい役割かなと思いました。その辺の方向性について、僕の言ったことが、香川県について正しければ、もう少し生産基盤を整備するというのを強く打ち出して、里山整備のための人材育成なり基盤、県民活</p>
-------------	--

<p>杉山課長</p>	<p>動のための支援はまた、分けて考えた方が良いのかなと思いました。</p> <p>今の御提言に対しての回答とさせていただきたいと思います。森林の資源という観点でいけば人が木を植えて育てた人工林と、全然手も入れず、昔は活用していたが放置され、今はもう利用先のない広葉樹林を中心にしたいわゆる未利用材の大きく2つあると思っております。人工林につきましては、木材価格の低迷と言いつつも、流通もあるし、山から出た材を加工して、市場なりへ流れる流通もできていると思っております。その点については香川県では県産木材、全国に比べれば、径級の小さいものが出ていたので、これの加工を中心にできる施設が、「かがわ木材加工センター」としてできました。そういうことから、流通の中の流れができたという御説明をさせていただきました。一方で、里山部分の、里山にも人工林部分が含まれるという解釈は持っていますが、主においているのは広葉樹と竹と思っております。これらは、利用したいという需要があるのは認識してございますけれども、なかなかそれが動かない。これは明らかな利用用途と確立された流れができておらず、その辺について、先ほど一言難しいという言葉で言わせていただきました。これをつなぐやり方については、次期計画の中でしっかり取り組んでいく必要があるだろうと思っております。</p> <p>言いぶりが変わって申し訳ないのですが、里山の資源を動かすためには、出すためにコストがかかるのでは動かないという意見も十分に聞いてございます。そのときに、本当にそれを整備する者が、事業体ではコストの部分をつまなえないのではないかとということも思っております。その辺のところは次期計画の中で重点的に取り組ませていただいたうえで、いろいろと検討もしていきたいと思っております。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>他にいかがでしょうか、白井委員さん。</p>
<p>白井委員</p>	<p>ありがとうございます。話が難しくなっているのであまり分かりませんが、今課長さんがおっしゃった事業体ではコストが出せないのではないかとのお話で、行政が補助をするとか言う考え方があるのかなと今想像のところでおりました。でも、行政がお金を出してほしい2年3年と続いても行政からお金が切れてしまったら、また、成り立たなくならないようにそういった配慮が必要なのではないかなと、思います。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>辻岡委員よろしいですか。末廣委員もよろしいですか。このみどりの基本計画に関して。</p>
<p>末廣委員</p>	<p>里山のことですけれども、植林地などと違って、いわゆる広葉樹の多い里山というのは実は香川県の非常に大きな特色だと思います。公益的機能の低</p>

	<p>下が懸念されるとか言っているけれども、伐採されずに長い年を経ると、場所によってはかなり自然林に近い、いわゆる天然林、元々の極相林に近くなってきているのではないかと思います。それが、それこそ「すぐれた自然環境」のようなものにうまくいけばなるのではないかと思います。ただ、問題なのは、そういうところに竹林が入ってきているということかと思ひます。しかし、薪炭林由来の里山林というのがうまく利用すれば、例えば秋の広葉樹が楽しめるとか、そういう自然景観として優れた森林になっていく可能性と言うのは十分あると思ひます。ただ、そういうところがイノシシ等を増やすことにもなっているというのが問題だろうとも思ひます。</p> <p>単に里山が利用されなくなっているということをあまりマイナスだけに捉えると言うのは問題かなと思ひます。有効な利用のような、例えば大滝とか竜王とか、ああいった県立の自然公園になっているところ、例えば大滝のブナ林でもほんの尾根筋のところだけが自然のブナ林が残っておりその尾根から少し下りたらほとんどが二次林です。しかし、その二次林でも伐採されなくなつて、かなり年数が経っている。そのため、元々の自然林と見分けがつかなくなっているわけです。ですから、そういう意味では香川県の里山って言うのをプラスに利用する。つまり、植林地の利用とは又違うような利用の仕方を考えたら良いのではないかと思います。以上です。</p>
金子部会長	<p>他にいかがでしょうか。そしたら、今のような委員さんの意見をまた御検討のうへ、具体的な計画の中に盛り込めるものは、またお考えいただくということで進めさせていただきたいと思ひます。それでは、第1の議題の方はこれで終わらせていただきます。</p> <p>次が議題の(2)から(5)ですが、ある程度共通している部分もありますので、一括して事務局から説明をお願いします。その際に、対象の鳥獣の生息状況や被害状況などの現状把握が重要な課題になりますが、平成24年度にニホンジカ、平成24・25年度にニホンザルの生息状況調査を実施した株式会社野生動物保護管理事務所の岸本上席研究員に御出席願ひたいと思ひますが、審議会運営規則第3条により、委員以外の者の出席については、部会長が部会に諮ることになっていますが、本会議への出席を許可してもよろしいでしょうか。</p>
出席者	異議なし
金子部会長	それでは入室の方お願いします。
岸本 上席研究員	失礼します。

金子部会長	<p>それでは事務局の方から説明をお願いします</p>
大石課長	<p>みどり保全課の大石です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>9月に第一回の部会を開催いたしまして、半年近くが経過しましたのでおさらいのため、配布した資料の中に、鳥獣保護法改正の趣旨と概要のレジュメが入っておりますので、参考にさせていただきながら聞いていただけたらと思います。</p> <p>鳥獣保護法は、戦後一貫して鳥獣の保護・増殖と安全な狩猟のためのルールということに軸足を置いて制度が作られ、施行されてまいりましたが、近年、イノシシ、ニホンジカなどのようにその数、生息範囲が著しく増加・拡大して、農林水産業被害や生活環境被害などの人間社会との軋轢が増大したり、また、自然の植生が食べつくされて生態系の保全上も深刻な被害を発生させたりする事態になってきましたことから、増えすぎたものについては、適正な水準まで縮小させるという意味の「管理」という概念を、新たに法律の中に明確に位置付けられたことを第一回の部会で御説明させていただきました。</p> <p>この法改正の中で、都道府県知事は、著しく増えたイノシシやシカなどについて、その個体数を調整する場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定することになったことや、また、県が24・25年度に実施したニホンザル・ニホンジカの生息状況調査の結果を、コンサルタントから報告するとともに、被害状況やこれまで実施してきた有害捕獲の状況、モニタリング調査の重要性など、第二種特定鳥獣管理計画を策定する上での基本的な考え方について、委員の皆様方の御意見を賜りました。</p> <p>その後、第二種特定鳥獣管理計画の具体的な内容については、金子部会長さんに座長をお願いして、野生動物管理学や防除技術の専門家、農林業被害を實際受けている団体の代表者の方、被害対策の一线におられる市町の鳥獣害対策担当者などからなる「特定鳥獣適正計画検討委員会」を組織しまして、昨年12月17日、及び今年2月18日に二回にわたって計画案について検討しました。それぞれ専門的な見地から御意見を賜りまして、今日、お手元に配布させていただきましたように、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画の案ができましたので、本日、お諮りさせていただくこととなったところです。</p> <p>また、昨年9月以降、国の方で法改正に伴う諸々の手続きが進んでまいりまして、施行日が今年5月29日となることが決定しましたほか、改正法に基づく「国の基本方針」や省令の公布や規則が新たに改正され、現在、その運用通達が決定されるのを待っているところです。</p> <p>そこで、鳥獣保護法の中では、第3条でこの法律を運用するための「国の基本指針」を定めることとされ、第4条で都道府県知事は、「国の基本指針」に即して鳥獣保護事業の実施に関する計画、「鳥獣保護事業計画」を策定す</p>

ることが定められています。

そういうことで、本日の議題の(2)の「第 11 次鳥獣保護事業計画」(変更案)について、まず御説明させていただきます。「資料 3」の「第 11 次鳥獣保護事業計画」(変更案)の概要」を御覧ください。

お手元に、本計画の本体が入っていますが、量的にかなり多いものになっておりますので、概要の方で御説明させていただきます。

表紙にも書いておりますが、事業計画は五か年計画になっておりまして、現行の計画期間は平成 24 年度から 28 年度末までの五か年の途中に、今回、法改正がなされましたことから、変更案につきましては、法が施行されます、27 年 5 月 29 日から 28 年度末までの期間の計画ということで、変則的な期間になっております。その点も御了解ください。

そういうことで、今回、概要に書いてあります内容につきましては、この法改正に基づいて、自主的に改正すべきことを中心に記載させていただいております。

まず、「1 鳥獣保護事業計画の位置づけ」、「2 変更の必要性」については、今御説明したとおりであります。

「3 変更のポイント」についても、御説明したとおり、法改正に沿って、計画の名称の変更ですが、鳥獣保護事業計画の間に「管理」という言葉が入ってきております。

それから、計画書全体の中で、「保護」と「管理」にはっきり分けて、法律の中で整理されましたものですから、定義づけに沿った内容に修正しています。

それから、一種、二種というような特定計画に関する整理、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「住居集合地域等における麻醉銃の許可」と、法律で主に改正された内容を県の事業計画にも反映しております。

それで、まず、変更の内容について、主な箇所について御説明します。

まず、本体の計画書の第二に、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項がございますが、ニホンジカが、今回、「指定管理鳥獣」に指定されましたことから、休猟区においても、イノシシに加えてニホンジカの狩猟も可能となるように変更したいと考えています。

次に、第四の項で、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項につきましては、鳥獣の区分と保護及び管理の考え方の鳥獣の区分に、「指定管理鳥獣」という言葉を追加するとともに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施についても記述させていただきました。

この中では、捕獲や卵の採取について許可をする場合の基本的な考え方について、鳥獣の「保護」と「管理」の目的を区分、整理して記述するとともに、住居集合地域等における麻醉銃使用許可の取扱いについても記述しております。

また、有害鳥獣捕獲の許可基準に「指定管理鳥獣」に関する事項を記述し

ました。

なお、有害鳥獣捕獲許可に係る市町長の事務の項に、市町長からの要望に基づき、知事又は環境大臣許可権限でない「鳥類の卵」を 27 年度から追加した関係から、その内容も変更しております。

第六の第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項及び第七の第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項として、それぞれの計画の作成に関する方針を記述しました。

特に、第二種特定鳥獣管理計画の項では、従来のイノシシ適正管理計画を第二種特定鳥獣管理計画に名称変更するとともに、ニホンジカ、ニホンザルについて第二種特定鳥獣管理計画を作成することを追加しております。

第九の鳥獣の保護管理事業の実施体制に関する事項につきましては、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改めるとともに、「認定鳥獣捕獲事業者の育成・確保」についても記述しております。

その他、基本指針の変更に伴う文言修正及び記載順序の変更、その他必要な時点修正等を行いました。

以上が、「第 11 次鳥獣保護事業計画」(変更案)の概要でございます。

続きまして、第二種特定鳥獣管理計画(案)について、御説明いたします。最初に、資料 4 の「ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)の概要」と計画案本体を、併せて御覧いただけたらと思います。概要に沿って御説明させていただきます。

第一回部会で、ニホンザルの県内での生息状況について、詳細に御報告させていただきましたが、野生ザルの県内の群れは 33 群で、約 3,100 頭から 4,500 頭前後と推定されておりました。特に東讃地域では非常に過密な状況となっており、群れの分裂が進み北上して、長尾街道あたりまで生息域が拡大してきております。農業被害金額も獣類としてはイノシシに次いで多く、H25 年度には 3,400 万円余となっております。

本県におきましては、ニホンザルの個体数を管理しなければ、農業被害のみならず生活被害、人身被害が増加することが明白な状況になっておりますことから、第二種特定鳥獣管理計画を策定して適正な規模まで生息数を減らすこととしますが、ニホンザルは国際的にも貴重な哺乳動物であり、絶滅を回避することも重要でありますことから、坂田委員から、御専門の絶滅確率の計算方法と将来予測の手法を御指導いただきまして、「具体的な管理目標」に「地域ごとの 20 年後の絶滅確率が 0.01%未満となるよう」、モニタリング調査をしながら、管理していくことを方針とし盛り込ませていただきました。また、被害対策の目標としては、被害がなければ、本来、ニホンザルの個体群管理は必要ないことから、現状から年間 10%ずつ被害集落を減少させることとしたいと考えております。

裏側の 2p を御覧ください。

ニホンザルは、イノシシやシカと異なり、狩猟鳥獣ではありませんから、

狩猟による個体数管理は予定されませんので、まずは、有害鳥獣捕獲許可により被害の低減を図ることとし、それでも被害がなくならず、有害捕獲では対応が困難な加害性の高い群れや、群れの個体数が100頭を超えるなどの場合には、個体数調整を目的とした管理捕獲を実施する「二階建て」の対策を講ずることとし、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲のそれぞれの実施基準を明確に記載させていただいております。

被害対策の基本は、被害防除と捕獲が車の両輪でありますことから、「被害対策」としては被害地域の住民が地域一帯で取り組むことが肝心であることと、先程申しましたように絶滅も防がなくてはなりませんので、具体的なモニタリング調査の基準として、地域個体群ごとに2群は継続して調査することを明記しております。

以上が、ニホンザルの計画の概要でございます。

次に、資料5の「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(案)」の説明に移らせていただきます。

ニホンジカと、次に説明させていただくイノシシについては、今回、改正法で新しく「指定管理鳥獣捕獲等事業」が制度化されましたが、これは、増えすぎて「集中的、広域的に管理を図る必要があるとして国が定めた鳥獣」については、都道府県がその生息数等を適正な範囲に縮小するために直接的に捕獲等をする事業なのですが、その事業の対象となる「指定管理鳥獣」の第一号として、このニホンジカとイノシシが、先般、指定されました。

このことの意味は、ニホンジカとイノシシについては、全国的に急激に生息数等が増加しており、これまでの狩猟制度や有害鳥獣捕獲だけでは、もはや数のコントロールが困難になってきましたことから、環境大臣が指定した「指定管理鳥獣」を、国・都道府県が主体となって組織的に捕獲等を進めることができるようになったであります。

このような背景の下で、本県のニホンジカですが、前回または部会では、小豆島と本土部に分けて生息状況を御説明し、小豆島については、戦後、いったん絶滅の危機に瀕したこともあり、県獣に指定するなど保護施策を進めた一方で、次第に個体数が回復し、農林業被害が発生するようになったこと、観光地でもあることからの事故防止や島という孤立した個体群であるという観点から、「捕獲禁止」措置を継続したまま、地元二町で有害鳥獣捕獲の形で個体数を減らす努力をしてきていることを御説明させていただきました。

平成24年度の生息状況調査結果では、小豆島には約2,400頭が生息していると推定されると御報告させていただきましたが、適正な生息数と考えられる500頭に減らしていくためには、メスを年間250頭以上捕獲することを目標として、ここ数年全体で600～700頭を捕獲していますが、なかなか被害が減らない区域があるということも、御報告させていただきました。

資料5の生息状況の欄を御覧いただきたいのですが、今回、国が「指定管

理鳥獣」に指定するにあたって、「階層ベイズ法」という最新の推定方法を用いて全国のシカの生息調査を行いました。小豆島に約 3,849 頭、本土部に約 272 頭生息しているという推計値が発表されたところです。野外での野生生物の生息数の推定というのは非常に難しい世界ですが、我々の調査で 2,400 頭というのは何らかの原因で過小評価になっており、今回、環境省が発表した数字の方が現実に近いと思われることから、環境省の発表した生息数をベースに個体数管理していく計画にしたいと考えております。

被害状況につきましては、検討委員会でも御指摘もありましたことから、小豆島と本土部に分けて記載してあります。

そこで、「具体的な管理目標」についてですが、平成 25 年度に環境省と農水省が共同で発表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の中で、ニホンジカとイノシシについては、10 年間で生息数を半減させるという、国の大きな方針を決めておきまして、本県としても、小豆島については、平成 35 年度までに 1,000 頭まで縮減し、その後、絶滅を回避することを検討したうえで、農林業被害の発生がコントロールされた状態であると考えられる本来の目標頭数 500 頭に近づけていくという、二段階の考え方を取りたいと思います。

本土部のシカにつきましては、現状の生息数・生息範囲では大きな被害も発生していないことから、生息頭数は「現状の水準」を維持することとしたいと考えています。

「被害対策の目標」としては、小豆島では、現状から年間 10% ずつ被害集落を減少させることとし、本土部では現状が維持できるよう被害集落の拡大防止を目標とします。

個体群管理の手法につきましては、小豆島は有害鳥獣捕獲と「指定管理鳥獣捕獲等事業」による二階建ての対策、本土部については、狩猟と有害捕獲の二階建てで当面对応し、必要に応じて「指定管理鳥獣捕獲等事業」を加えて個体数調整を図りたいと考えています。

地域ぐるみでの防除対策の推進とモニタリング調査の実施による順応的管理に努めることについては、共通の方針で臨みたいと考えております。

最後に、「イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(案)」であります。資料 6 を御覧ください。

イノシシにつきましては、香川県では平成 10 年ころから、農業被害が顕著になり始め、平成 17 年度に旧の鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画である「第一次香川県イノシシ適正管理計画」を策定いたしまして、猟期の延長やくくりわなの直径制限の解除など、狩猟による捕獲圧を高める施策を導入し、その後、二度にわたり計画を更新して、現在は、平成 24 年度から平成 28 年度末までの五か年計画の三年目になっておりましたが、今年の 5 月 29 日の法施行に合わせて第二種特定鳥獣管理計画に変更しようとするものです。

先ほど、御説明したようにイノシシも今回、国が「指定管理鳥獣」に指定するにあたって、環境省で四国単位では生息推計値を算出したしまして、その数字が資料 6 のとおりで、四国全体で約 93,000 頭程度と推定されています。

農業被害の状況は、平成 22 年度がピークで、最近では減少したものの、1 億円を超えて高止まりした状況が続いておりまして、害獣ワーストワンを保っております。イノシシが収穫前の水田等に侵入しますと、一夜のうちにイネを食べつくしたり、水田内でのたうち回るものですから、全く収穫できなくなるなど、イノシシ対策は本県で最も重要な課題となっていると認識しております。

イノシシの場合は、サルやシカと異なりまして、野生動物として生息数がある程度の正確さで推定する調査方法がまだ確立されていないことから、県単位での生息数は、国の方でも発表されていません。したがって、適正管理のための目標設定においても、イノシシは従来から「積極的な捕獲」という考え方で捕獲を推進し、まずは、生息数を減少させることとしておりまして、ニホンザルのように絶滅のおそれに配慮して調査などの対策を講じることは計画しておりません。

したがって、2p を御覧ください。具体的な管理目標におきましても、被害対策の欄で「現状から年間 10% ずつ被害集落を減少させること」を第一の目標とするとともに、生息数はモニタリング困難なのですが、市街地、正確に言いますと「住居が集合している地域または広場、駅その他多数の者が集合する場所」ということになりますが、「人身被害が発生するおそれが高いエリアにイノシシが出没する件数を 3 年以内に半減させることを目標として積極的に捕獲し、平成 35 年度までには県民生活に影響が出ない程度に減少させたい」ということを目標としたいと考えております。

イノシシにつきましては、「指定管理鳥獣」に指定されたことから、これまでの狩猟に加えて、市町が実施します有害鳥獣捕獲、県が実施します「指定管理鳥獣捕獲等事業」による個体数調整という三階建ての構造で、個体群管理を実施していきたいと考えております。

被害対策としては、農業被害防止の観点では、既にワイヤーメッシュ等侵入防止柵の設置や緩衝帯の設置、地域ぐるみでの防除対策という手法が普及してきておりますが、それに加えて、住居集合地域等での人身被害等の発生防止という観点から、集落背後地でも侵入防止柵等を設置するなどの対策を推進してまいりたいと考えています。

内容が多岐にわたるため、御説明が長くなりましたが、以上、議題(2)～(5)までを一括して御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

金子部会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの御説明について、御質問とか御意見がありましたら、よろしくお願いします。</p> <p>議題がたくさんあるので、まずはニホンザルで御質問等があればお願いします。</p>
増田委員	<p>みどり保全課で、獣害対策の講習会を開催した時に、集落でフェンスを張って、森との境目をきれいにするような、誘引するのではなくて、ちゃんと防ぐような取り組み、さぬき市でモデル地区があるということをテレビで見たことがあるが、そういった被害を減らす取り組みは進んでいるのでしょうか。なかなか難しいという取材ではありましたが。</p>
大石課長	<p>さぬき市の大川町では、集落ぐるみで侵入防止柵も張るし、周辺での捕獲もやって、最終的には捕まえた獣をジビエとして販売するということまでやるような、本当に優等生のような優良事例ができていますけれども、その手法につきまして、やればできるという自信が香川県の中でも芽生えてきて、確実に農業の現場では普及はさせていただいているのですが、どこの集落でもできるかという、やっぱり、高齢化していたり、集落自体でもそういう活動をやれる方が残っていなかったり、耕作放棄地の面積の方が多いということもありますので、現実には対応が難しいという集落があるのも事実であります。</p>
川田部長	<p>ちょっと補足で説明させていただきますと、県でこういった有害鳥獣対策をやっているのは環境森林部もやっていますし、農政水産部でもやっております。</p> <p>それぞれ視点が違っておりまして、農政水産部の方では、農作物の被害を防ごうという観点でやっております。一方、私どもの方は、有害鳥獣対策、増えすぎた鳥獣をどうするかという対策でやっております。今回、私どもが計画を作っているのはなぜかと言いますと、従来は、減っているものを守ろうという法律しかなかったものが、増えすぎている状況で、それを何とかしていきましょうという法律に変わったのですが、むやみやたらに捕ってもいけないので、捕るときには一定の計画を作って、どの程度捕るか、どのような仕様で捕るのかというような計画を作ってから捕りなさいよというように制度が変わったものですから、新たにこういった法律で管理をしようということが打ち出されたので、その法律に従って、今回、おおもとの計画も直すし、積極的に管理しなければいけないイノシシ、ニホンザル、ニホンジカについて、先ほど大石課長が説明したような内容の計画を作りたいということでございます。</p>
増田委員	<p>多分、日本中で困っていることなので、そう簡単に解決することではない</p>

	<p>と思いますが、前出の講習会のときにも、農業被害ではあるけれども、逆に繁殖させて頭数を増やしているという意見もあったので、農林業被害も防がないといけないし、個体数調整も必要であるということで、対策を行う部署が二つあるようですけども、対策は両輪ですので、結果として一つのいいところに行けるような取り組み、地域の人も取り組めるような施策を講じていただきたいと思います。</p>
矢本委員	<p>ニホンザルの2 ページ目ですけども、捕獲許可基準のところ、「実際に被害が発生していることを前提に」とあり、「基準3」で、「被害が発生するおそれがあること」とあるが、文章がおかしくないですか。「実際に被害が発生していることを前提に」という部分はいらぬのではないですか。</p>
大石課長	<p>再度、検討します。</p>
金子部会長	<p>それでは、ニホンジカの方はどうでしょうか。</p>
増田委員	<p>被害対策の目標ですが、捕獲頭数とかではなく、被害が恒常的に発生している集落を年間10%ずつ減少させるということが目標なのですか。</p>
大石課長	<p>捕獲数は個体群管理目標のところ記述していて、被害対策は、金額ではなく、集落数を1割ずつ減らしていくという意味で書かしていただきました。</p>
増田委員	<p>集落とはどのくらいの数があるのですか。</p>
高橋課長補佐	<p>今、委員から御質問のありました目標については、農業被害の関係でありまして、私どもは、集落ぐるみで捕獲や侵入防止柵の設置、鳥獣を集落に寄せ付けられない環境づくりという取り組みを進めていますが、ここでいう集落と申しますのは、^{こあざ}小字という形で捉えておりまして26年度の被害集落の数はまだ把握していないのですが、25年度の数字で約360ほどありますので、そういった集落数を減らしていこうという計画としております。</p>
増田委員	<p>先ほど言いました、集落単位で防除を講じていくことと連動した計画なのですね。</p>
高橋課長補佐	<p>そうです。</p>
増田委員	<p>わかりました。</p>

金子部会長	<p>それでは、イノシシの方はいかがでしょうか。</p>
原委員	<p>この会で言うべきことではないのかもしれませんが、むしろ教えていただきたいなと思っていることがあって、増田先生が言われたことは実は僕も一番大事なことだと思っています。今、瀬戸内海の豊島の一つの集落でそういうことが問題になっていて、みどり保全課の方にも協力していただきながら、優良事例を見に行ったり、一緒に取り組んでいます。</p> <p>土庄町役場の方にも来ていただいて、お話とか聞いているのですが、土庄町の考えは、個人農家を支援することは困難だということですが、それはおっしゃる通りだと思います。ですから、集落でまとまって、まとまったところから重点的に防除のお手伝いをしていきますよ、それには県費も入っていきますよということで、まったく正しいことだと思うのですがその一方で、まとめ方ということは指導してくれません。</p> <p>今は昔の農村と違って、もうそんなに集落同士の仲がいいわけではなくて、むしろ高齢化が異様に進んでいて、まとまるといっても取りまとめが困難な状況です。ここをまとめていくためには、何らかの人材育成なり、研修会が必要ではないかと思っていて、だとすれば、どこにそれを言っていけばよいのかというのが一つの質問です。</p> <p>もう一つは、具体的な話として、土庄町では、まとまった集落から、補助事業の採択順位が決まっていて、豊島の順番は早くて3年後ということなので、実質的に資材は自分たちで買うしかない状況です。そこで、例えば、今もう、使っていないような電気柵とか、あるいはワイヤーメッシュ柵とかを融通し合うような仕組みは作れないでしょうか。その二つについてお伺いします。</p>
高尾補佐	<p>原先生の御指摘はそのとおりでございまして、そのような問題を解決するために、今年から、県で、モデル事業として「地域リーダー育成事業」を専門家に委託して実施しております。</p> <p>この事業の仕組みですが、どうすれば集落ぐるみで鳥獣害対策ができるのだろうか、というところが出発点になっています。今年の対象地域は、三豊市財田町、高松市東植田町、土庄町大部地区ですが、各地区それぞれに連絡員さんと相談員さんを選んでいただいて、その方も含めて、地域の方みんなで勉強会を開催しました。そして、もし、被害があったり、あるいは捕獲してほしいところがあったら、相談員さんのところに声をかけていただいたら、相談員さんで対応できる場合はその場で対応しますし、相談員さんがわからなければ、専門家や猟友会に聞いて、その対策を教えてくださいよ、という制度ですが、事業として大きな成果をあげることができました。</p> <p>県としては、この事業を次年度も継続するとともに、一つの仕組みとして</p>

	<p>広げていこうと考えています。</p> <p>また、その基礎になるのが、各特定計画にある、「補助者制度の活用」という項目です。</p> <p>これまでは、狩猟免許を取った方を中心に捕獲などの対策を進めてきましたが、この補助者制度というのは、狩猟免許を持っていなくても、県や市町が実施する講習会を受講すれば、有害鳥獣捕獲の補助ができる制度です。</p> <p>狩猟免許を取ってまで、捕獲をすることは難しいが、地域として狩猟者を支援するため、見回りや餌やりなどのお手伝いをしましょうという仕組みになっています。この制度を活用することで、将来的には、地域が自立的に鳥獣害対策に携わる担い手を育てることができような、循環が生まれれば良いと思って実施しています。</p> <p>「地域リーダー育成事業」については、今年度、農政水産部も一緒に連携して進めております。集落ぐるみで取り組むことにより、ある程度効果が出て、優良事例も出てきておりますので、農政水産部としては、農業改良普及センターという出先機関がありますので、そういったところも使いながら県内に優良事例を広げてくような取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>もう一点、先生から御指摘がありましたように、集落ぐるみといっても、高齢者の方が多かったり、昔ほどつながりがなく、まとまりにくいところがあるということは承知しています。</p> <p>今までの県や国の補助事業では、個人への補助は難しかったのですが、平成 27 年度からは、単独県費の事業になりますけれども、隣が耕作放棄地であったり、集団で取り組めないところについては、個人の方でも、侵入防止柵を設置する場合については助成していこうということを考えておりますので、そういった点も御活用いただけたらと思います。</p> <p>ただ、ワイヤーメッシュ柵については、今、張っているところはそれなりの効果がありますので、保守点検しながら効果を維持するような取り組みを指導しているところでありまして、設置しているワイヤーメッシュを融通するということまでは考えておりません。</p>
<p>高橋補佐</p> <p>原委員</p>	<p>ありがとうございます。とても、未来につながっていく取り組みだと思っておりますので、是非、お願いします。</p> <p>集落のまとまりはなかなかつかないのですが、実は、イノシシではすごくまとまることわかってきて、今、私が入っている集落では、イノシシを起点にして集落づくりをやっています。獣害に強い集落づくりは、結果的に寄合回数を増やすため、災害に強い集落にもつながるし、後継者の育成とか、この土地を本当に残していくのかという話につながっていきます。今、私が入っている豊島の集落は、イノシシきっかけの集落づくりということで、何</p>

金子部会長	<p>でも集落づくりに生かしていきたいので、また、いろいろと相談に乗っていただきたい。</p> <p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>全体的なところでも何かありましたら、どうぞ、御指摘ください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今のところ、矢本委員さんの方が、ニホンザルの概要のところ、2 ページ目の個体群管理のサルの有害鳥獣捕獲基準の1行目のところに、「実際に被害が発生していることを前提に」という文言があって、基準3のところに「発生するおそれがあること」というところが、文章上統一されていないということで、この点はまた、事務局の方で考えていただくということで、その結果については、私の方に御一任いただけますでしょうか。</p> <p>それでは、その結果については御一任いただくということで、この矢本委員さんの御指摘のところの修正をこの委員会として認めていただくことにしたいと思います。</p> <p>ほかのところの問題がなければ、その点を除いて、御了承いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
金子部会長	<p>それでは、そういうことで今日は議題が盛りだくさんであったのですが、時間の中で終わらせることができました。本当にありがとうございました。事務局の方から何か連絡事項ありますか。</p>
川田部長	<p>今日はたくさんの貴重な御意見ありがとうございました。みどりの基本計画についていただいた御意見については、また私ども中で検討いたしまして、次回、5月か6月ぐらいですかね。そのときに見直したものを、そのままのものも含めてどうなったかということをお報告させていただきます。次回はそういった報告と数値目標をどのように掲げるかというのが中心になるかと思えます。あとの、鳥獣の関係につきましては先ほど部会長さんから御指摘ありました項目につきましては私どもの方で相談させていただいたうえで、今度パブリックコメントをかけていくようになります。これは、こういった計画で県が捕獲をやっていきますよと言うような、県民全体に御意見をお聞きしようと思っております。その意見も踏まえて、最終の計画が固まっていく。それも5月ぐらいにはお示しして、そこで計画ができれば、鳥獣の方はそれに基づいて実際に管理をしていくという流れになるかと思っておりますので、そういった取扱いで進めさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。</p>
司会 (下村副課長)	<p>今、申しあげましたとおり次の自然環境部会につきましては5月頃、6月に入るかもしれませんが、5月頃で調整させていただきまして部会長と相談</p>

のうえ、また御案内させていただきますのでよろしくお願いいたしますと存じます。

以上をもちまして、香川県環境森林議会自然環境部会を終了いたします。本日は、委員の皆様方、長時間にわたりありがとうございました。